

令和7・8年度

日向市における建設工事の入札参加資格審査基準

(令和8年4月1日 追加認定分)

日向市 総務部 総務課

※赤字の部分は、今回の追加認定に当たり加筆修正した部分です。

《 目 次 》

I	資格審査申請及び認定に関する事項	1
II	等級格付に関する事項	
1	経営事項評価数値	3
2	技術等評価数値（市評価数値）	4
(1)	市工事による評価	
①	市工事の工事成績	4
②	市工事の施工実績	5
(2)	技術力・経営力による評価	
①	技術者の継続雇用状況	6
②	研修会等の受講	7
③	建設機材の保有状況（舗装工事のみ対象）	7
(3)	社会貢献、地域貢献に関する評価	
■	社会貢献度による評価	
①	障がい者の雇用状況	8
②	若年者の雇用状況	8
③	表彰受賞経歴	8
④	I S O及びエコアクション21の取得・認定	9
⑤	「女性の職業生活における活躍の推進」に関する取組状況	9
⑥	次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況	10
⑦	建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況	10
⑧	不当要求防止責任者講習の受講	10
■	地域貢献度による評価	
①	災害時支援協定の締結状況	11
②	緊急時における年間待機業務委託契約の締結状況	11
③	国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動への参加状況	11
④	自社での独自地域貢献活動の実施状況	11
⑤	消防団活動の実施状況	11
⑥	保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況	11
⑦	「認知症の人に優しいお店・事業所」の認定状況	12

（４） ペナルティ	
① 市の指名停止歴	12
② 建設業法に基づく監督処分等歴	12
③ 市の入札参加資格取消	12
3 等級要件	
（１） 技術者要件	13
（２） 完工高要件	14
（３） 特定建設業許可要件	14
（４） 昇級要件	14
4 その他	
（１） 準市内業者に対する技術等評価方法	15

今回の追加認定は、令和7年4月1日に資格認定された事業者（以下「定期登録事業者」といいます。）が登載されている名簿への登載になります。等級格付け審査における、定期登録事業者と今回の追加認定で登録される事業者との公平を諮るために、等級各付に関する事項は定期登録時を基準としています。

法令改正による用語の変更、表現方法等変更がありますが、各種認定の運用方法について定期登録時と変更はありません。

I 資格審査申請及び認定に関する事項

- (1) 資格認定日 令和8年4月1日
- (2) 受付期間 令和7年11月5日(水)～令和7年11月28日(金)
- (3) 有効期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)
- (4) 主な入札参加資格
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ② 市税(全税目)及び国税(消費税及び地方消費税)に未納がないこと。
 - ③ 申請する業種にかかる経営事項審査を受けていること。
 - ④ 個人住民税に係る特別徴収を実施していること。ただし、次の要件に該当するものを除く。
 - ア 個人住民税の特別徴収義務の無いもの
 - イ 宮崎県内に事業所(支店又は営業所等を含む。)が無いもの
 - ⑤ 社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入しており、一定期間内の保険料等に未納がないこと。ただし、加入義務のないものを除く。
 - ⑥ 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者)が暴力団関係者(日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第3号に規定するものをいう)でないこと。
- (5) 格付対象業種 土木一式・建築一式・電気・管・舗装・水道施設
- (6) 等級区分数 土木一式・建築一式 4等級(A～D等級)
電気・管・舗装・水道施設 3等級(A～C等級)
- (7) 地域区分 市 内：市内に本店を有する業者
準市内：市内に建設業法上の営業所を有する業者
市 外：市内に建設業法上の営業所を有しない業者
※登録する本店名又は営業所名で、日向市との契約締結権限があること
※ここでの本店は、登記簿上ではなく、建設業法上のものをいいます。
- (8) 等級格付の方法
- 市 内：総合数値と等級要件により決定
- └─▶ 経営事項評価数値 + 技術等評価数値(市評価数値)
- ※総合数値が高くても、必要な等級要件を満たしていない場合は下位に格付となります。
- 準市内：市内等級基準値に準じて決定(ただし、等級要件あり)
- 市 外：格付対象外
- (9) 情報の公表
- [格付基準] 総務部総務課において閲覧及びホームページに掲載します。
- [審査結果] 等級・総合数値等について本人通知を行います。有資格業者名簿については、資格認定日から総務課での閲覧及びホームページ掲載を行います。

(10) その他

- ① 1つの会社で本店と支店等のように複数の営業所について入札参加資格審査の申請を行う場合、「①競争入札参加資格審査申請書【建築工事】」を申請する営業所の数だけ作成してください。この申請書以外の添付書類については申請する営業所の数にかかわらず、1部でかまいません。
- ②本店又は支店等の営業所が入札参加資格審査の申請を行うことができる業種は、契約を締結する金額にかかわらず、当該本店又は支店等の営業所で登録されている業種に限ります。

Ⅱ 等級格付に関する事項

1 経営事項評価数値

基準日が下記の期間内にある総合評定値通知書（経営審査結果通知書）の総合評定値（P点）を加点します。

＜対象期間＞ 令和5年7月1日～令和6年6月30日

- ・決算期の変更等で対象期間内に2回以上の審査基準日がある場合は、対象期間内にある総合評定値のうち、最新のものを採用します。

2 技術等評価数値（市評価数値）

（１）市工事による評価

① 市工事の工事成績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績の平均値に応じ、下表の計算方法により得られた評価点（小数点以下 四捨五入）を加点（減点）します。

成績の平均値	評価点（小数点以下切上）
75点超	$(\text{成績の平均値} - 75) \times 5 + 45$
65点以上75点以下	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 2 + 25$
65点未満	$(\text{成績の平均値} - 65) \times 5 + 25$

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上の工事（広域連合分は除く）

<対象期間> 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

- ・対象期間内に完了検査を受けた対象工事成績がない場合は、成績の平均値を65点とみなし25点を加点します。

○評価点早見表

↓みなし平均値

成績	58	59	60	61	62	63	64	65	66
評価点	-10	-5	0	5	10	15	20	25	27

成績	67	68	69	70	71	72	73	74	75
評価点	29	31	33	35	37	39	41	43	45

成績	76	77	78	79	80	81	82	83	84
評価点	50	55	60	65	70	75	80	85	90

・加点の限度 経営事項評価数値 $\times 5\% + 25$

・減点の限度 市工事施工実績点数

② 市工事の施工実績

対象期間内に完了検査を受けた対象工事の施工実績（年間平均請負額）に応じた評価点を加点します。ただし、特定建設共同企業体での実績は、出資割合に応じた額とします。

<点 数> 最大35点（下表のとおり）

<対象工事> 当初の請負契約金額が100万円以上の工事（広域連合分は除く）

<対象期間> 土木一式 … 令和 4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
土木一式以外 … 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

市工事の施工実績（年間平均請負金額）					評価点数
	～	0	千円未満		0
0	千円以上	～	2,500	千円未満	10
2,500	千円以上	～	5,000	千円未満	11
5,000	千円以上	～	7,500	千円未満	12
7,500	千円以上	～	10,000	千円未満	13
10,000	千円以上	～	12,500	千円未満	14
12,500	千円以上	～	15,000	千円未満	15
15,000	千円以上	～	17,500	千円未満	16
17,500	千円以上	～	20,000	千円未満	17
20,000	千円以上	～	22,500	千円未満	18
22,500	千円以上	～	25,000	千円未満	19
25,000	千円以上	～	27,500	千円未満	20
27,500	千円以上	～	30,000	千円未満	21
30,000	千円以上	～	35,000	千円未満	22
35,000	千円以上	～	40,000	千円未満	23
40,000	千円以上	～	45,000	千円未満	24
45,000	千円以上	～	50,000	千円未満	25
50,000	千円以上	～	60,000	千円未満	26
60,000	千円以上	～	70,000	千円未満	27
70,000	千円以上	～	80,000	千円未満	28
80,000	千円以上	～	90,000	千円未満	29
90,000	千円以上	～	100,000	千円未満	30
100,000	千円以上	～	150,000	千円未満	31
150,000	千円以上	～	200,000	千円未満	32
200,000	千円以上	～	250,000	千円未満	33
250,000	千円以上	～	300,000	千円未満	34
300,000	千円以上	～		千円未満	35

(2) 技術力・経営力による評価

① 技術者の継続雇用状況

令和6年10月31日時点において、6か月以上継続して雇用している有資格技術者の資格の種類・雇用人数に応じて評価点を加点します（代表者は除く。）。

<点数> 最大50点（下表のとおり）

土木一式	建築一式	評価点
一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	5
一級建設機械施工管理技士	一級建築士	
技術士 *注1		
一級土木施工管理技士補	一級建築施工管理技士補	3
一級建設機械施工管理技士補		
二級土木施工管理技士	二級建築施工管理技士	2
二級建設機械施工管理技士	二級建築士	
電 気	管	評価点
一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士	5
第一種電気工事士	一級技能士 *注1	
技術士 *注1	技術士 *注1	
一級電気工事施工管理技士補	一級管工事施工管理技士補	3
二級電気工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士	2
第二種電気工事士 *注3	給水装置工事主任技術者 *注2	
電気主任技術者 *注4	二級技能士 *注1, 3	
建築設備士 *注2	建築設備士 *注2	
一級計装士 *注2	一級計装士 *注2	
舗 装	水道施設	評価点
一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	5
一級舗装施工管理技士	技術士 *注1	
一級建設機械施工管理技士		
技術士 *注1		
二級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	2
二級舗装施工管理技士		
二級建設機械施工管理技士		

*注1 各業種に対応する技術士の各部門・各科目、及び管工事の技能士の検定職種は、建設業法の専任技術者の資格要件と同一とします。

*注2 資格取得後、1年以上の実務経験を有すること。

*注3 資格取得後、3年以上の実務経験を有すること。

*注4 資格取得後、5年以上の実務経験を有すること。

《認定条件》

- ・法人または従業員5人以上の個人事業所の場合（社会保険の加入義務がある事業所）

全国健康保険協会の運営する健康保険、組合管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く。）であり（後期高齢者医療の被保険者については源泉徴収を受けている者）かつ、雇用開始年月日が令和6年5月1日以前の者であること。

- ・従業員4人以下の個人事業所の場合

専従者又は事業主から6か月以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

- ・ 1 人の技術者が、違う業種で複数の資格を持っている場合は、それぞれの業種で加点します。同一業種内で複数の資格を持っている場合は、点数の高い方の資格のみを加点します。

② 研修会等の受講

対象期間内にある研修会等の参加実績に応じて、評価点を加点します（代表者を含む。）。

<点 数> 最大20点（1人1講座あたり2点）

※「1人が10講座受講で20点」、「1講座を10人が受講して20点」のいずれの場合でも可です。

≪認定条件≫

- ・ 代表者・役員を含みます。
- ・ 令和6年10月31日時点において、6か月以上継続して在籍している者
- ・ 令和4年11月1日から令和6年10月31日に受講した者
- ・ その他の認定に必要な条件は、「① 技術者の継続雇用状況」の認定要件と同じです。

<主催または実施主体>

（公財）宮崎県建設技術推進機構	（一社）宮崎県建設業協会
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	宮崎県土木施工管理技士会
宮崎県職業能力開発協会	宮崎県管工事協同組合連合会
（一社）宮崎県建築業協会	（一社）宮崎県電業協会
宮崎県森林土木協会	宮崎県舗装協会
（一社）宮崎県建築士事務所協会	宮崎県農村振興技術連盟
（一財）宮崎県建築住宅センター	（公財）宮崎県暴力追放センター
（一社）宮崎県建築士会	

③ 建設機材の保有状況（舗装工事のみ対象）

令和6年10月31日時点で、舗装工事用の建設機材を所有又は長期リースしている場合、対象機種に応じて評価点を加点します。

<点 数> 1機種10点：最大40点

<対象機種>

機 種	規 格
アスファルトフィニッシャー	舗装幅 3.0m以上
マカダムローラ *注1	質量 10t以上
タイヤローラ *注1	質量 8t以上
モータグレーダ *注1	ブレード長 3.1m以上

*注1 アスファルトフィニッシャーを所有又は長期リースしている場合のみ加点対象。

- ・ 令和6年10月31日時点で1年以上継続して所有権を有していること又は3年以上のリース契約を締結していることが確認できる書類の提出が必要です。

- (所有の場合…売買契約書や譲渡証明書など リースの場合…リース契約書などの写し)
- ・アスファルトフィニッシャーを除く3機種については、令和6年10月31日時点で有効な特定自主検査を受けていることが必要です(特定自主検査記録表の写しの提出が必要)。

(3) 社会貢献、地域貢献に関する評価

■社会貢献度による評価

① 障がい者の雇用状況

令和6年10月31日時点で雇用している障がい者の雇用状況に応じて、評価点を加算します。ただし、法定雇用義務のある事業所については、法定の雇用障がい者数を超える障がい者についてのみ、加算します(現在の民間企業の法定雇用率2.5%と、建設業に認められる除外率(一定割合の控除)20%で算出すると、建設業で雇用義務が発生するのは概ね従業員50人以上の事業所となります。詳細については、公共職業安定所(ハローワーク)にご確認ください。)

<点数> 最大20点：雇用している障がい者1人につき、下表により加算

雇 用 期 間	加 点
2年以上	10点
1年以上2年未満	8点
6月以上1年未満	5点

*重度障害者に該当する場合には加算を2倍とする。

《認定条件》

- ・代表者・役員は除きます。
- ・令和6年5月1日以前に、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも可)の交付を受けている者が対象となります。なお、申請時には、本人同意の上で、写しの提出が必要です。
- ・雇用期間は、雇用保険の資格取得日から起算する。

② 若年者の雇用状況

令和6年10月31日時点で、6か月以上継続して雇用している35歳以下の若年者の雇用人数に応じて評価点を加算します。

<点数> 1人5点：最大15点

《認定条件》

- ・代表者は除きます。
- ・令和6年10月31日時点で、35歳以下の者が対象となります。
- ・その他の認定に必要な条件は、「① 技術者の継続雇用状況」の認定要件と同じです。

③ 表彰受賞経歴

令和4年11月1日から令和6年10月31日までに、会社として受けた表彰、顕彰等の数に応じて評価点を加算します。

<点数> 1件5点：最大10点

対象となる表彰	表彰者
建設雇用改善優良事業所表彰	厚生労働大臣・知事
中小企業退職金共済制度普及協力表彰	(独)労働者退職金共済機構理事長
建設業退職金共済制度普及協力表彰	(独)労働者退職金共済機構理事長
建設工事等指定統計調査表彰	国土交通大臣
経営合理化等表彰	(一社)全国建設業協会長
労働災害防止活動表彰	建設業労働災害防止協会長
地域環境保全功労者表彰	知事
交通安全表彰	県警察本部長、署長 九州管区警察局局长、警察庁長官
職場安全等表彰	宮崎労働局長
電気保安功労者表彰	経済産業大臣
交通安全功労者表彰	内閣府特命担当大臣・知事
赤十字事業感謝状	日本赤十字社社長、支部長等 厚生労働大臣

④ ISO及びエコアクション21の取得・認定

認証・登録を受けているISO9001、ISO14001の適用サービス（登録マネジメントシステム）、およびエコアクション21について評価点を加点します。

<点 数> 最大20点

- ・ISO 9001 (10点)
- ・ISO 14001 (10点)
- ・エコアクション21 (5点。ただし、ISO 14001との重複加点はしません。)

⇒ 令和7年10月31日時点で有効な認証・登録の通知を受けていることが必要です。

⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進」に関する取組状況

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」による、一般事業主行動計画の提出及び同法による基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）について評価点を加点します。

<点 数> 最大10点

- ・一般事業主行動計画の提出 (5点)
- ・基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定） (5点)

⇒ 一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している場合は、当該策定・変更届の控えの写し（労働局の受付印が押印されたもの）を提出してください。

⇒ 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている申請者は、労働局が発行

した認定通知書の写しを提出してください。

⑥ 次代の社会を担う子どもが健やかに生育される環境整備への取組状況

「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」による一般事業主行動計画の提出及び同法による基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）について評価点を加えます。

<点 数> 最大10点

- ・一般事業主行動計画の提出 (5点)
- ・基準適合一般事業主の認定（くるみん認定） (5点)
 - ⇒ 一般事業主行動計画策定・変更届を労働局に提出している場合は、当該策定・変更届の控え（労働局の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。
 - ⇒ 基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている申請者は、労働局が発行した認定通知書の写しを提出してください。

⑦ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入状況

令和6年10月31日の時点で、建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者として登録されている場合、5点を加えます。

⑧ 不当要求防止責任者講習の受講

（公財）宮崎県暴力追放センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合5点を加えます。

《認定条件》

- ・令和6年10月31日の時点で、1年以上継続して在籍している職員が受講すること
- ・令和4年11月1日から令和6年10月31日に受講した講習であること
 - ※ 受講修了証の事業所名が申請者と異なる場合、加点となりません。
 - ※ 対象期間内に複数回受講しても一律5点となります。
- ・その他の認定に必要な条件は、「① 技術者の継続雇用状況」の要件と同じです。

【不当要求防止責任者講習とは】

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条の規定に基づき（公財）宮崎県暴力追放センターが実施する、暴力団からの不当要求防止に関する講習のことです。

受講するためには、まず事務所で「不当要求防止責任者」を選任し、管轄の警察署へ届け出る必要があります。（届出後にセンターより受講案内が届きます。）

詳しくは、宮崎県警察本部又は日向警察署刑事第二課へご相談ください。

■地域貢献度による評価

令和4年11月1日から令和6年10月31日までに実施した地域貢献活動に応じて評価点を加点します。

<点 数> 最大50点

- ① 市と災害時支援協定を結んでいるもの（5点）
- ② 市と緊急時における年間待機業務委託契約を結んでいるもの（10点）
*「配水及び給水管修理工事等の待機業務委託」
- ③ 国、県、市町村又は公益団体が主催する地域貢献活動への参加（1回2点：最大10点）
- ④ 自社で独自に行った地域貢献活動（1回1点：最大2点）
*事業所として無償で役務の提供を行うボランティア活動を対象とする。
- ⑤ 消防団活動（1人最大5点：最大15点）
*対象者のうち、日向市消防団員に任命されている者について、消防団勤続年数により下表のとおり加点します。合計点に小数点以下の端数が出た場合、小数点以下は切上げとします。

≪対象者≫

- ・代表者
- ・令和6年10月31日時点で6か月以上継続して雇用されている従業員については、「① 技術者の継続雇用状況」の認定要件と同じです。

勤 続 年 数	加 点（1人）
10年以上	5.0 点
9年以上10年未満	4.5 点
8年以上9年未満	4.0 点
7年以上8年未満	3.5 点
6年以上7年未満	3.0 点
5年以上6年未満	2.5 点
4年以上5年未満	2.0 点
3年以上4年未満	1.5 点
2年以上3年未満	1.0 点
2年未満	0.5 点

- ⑥ 保護観察対象者等の協力雇用主として登録等しているもの（最大10点）
*令和6年10月31日現在において、保護観察対象者等の協力雇用主として登録している者に2点加点します。また、令和4年11月1日から令和6年10月31日までに保

護観察対象者等を3か月以上雇用した場合は、雇用者1人につき2点を加点します。

※「保護観察対象者等」は、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者としてします。

⑦ 「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定を受けているもの（2点）

＊（社）日向市社会福祉協議会の主催する認知症サポーター養成講座を受講し、認定された事業所に2点加点します。

（４）ペナルティ

① 市の指名停止歴

令和4年11月1日から令和6年10月31日までの期間に、市から指名停止通知を受けた場合、その指名停止の月数に応じて評価点を減点します。

<点 数> 指名停止月数×▲20点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は点数の大きい方で減点します。

② 建設業法に基づく監督処分等歴

令和4年11月1日から令和6年10月31日までの期間に、監督処分通知を受けた場合、建設業法に基づく監督処分（指示処分・営業停止・一部業種に係る許可の取消処分）と建設業法第41条に基づく文書による指導及び勧告に応じて評価点を減点します。

<点 数>	指示処分	1回につき ▲20点
	営業停止	1回につき ▲30点
	一部業種に係る許可の取消処分	1回につき ▲40点
	文書による指導及び勧告	1回につき ▲10点

・同一案件で指名停止及び監督処分等が併せて行われた場合は、点数の大きい方で減点します。

③ 市の入札参加資格取消

令和5年4月以降に、虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかとなり、資格の認定を取り消された場合は、評価点を減点します。さらに、資格を取り消された名簿掲載期間中に受注した市工事については、加点（市工事の工事成績）対象外となります。

<点 数> 入札参加資格取消 ▲240点

3 等級要件

(1) 技術者要件

各業種のA等級については、令和6年10月31日時点において、3か月以上継続して在籍する有資格技術者の数が、次の要件を満たしていることが必要です（代表者を含む）。

なお、一級施工管理技士補は一級相当技術者とはなりません。

	A 等 級
土木一式	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
建築一式	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
電 気	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）
管	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）
舗 装	有資格技術者 3名以上（うち1級相当 1名以上）
水道施設	有資格技術者 2名以上（うち1級相当 1名以上）

《有資格技術者》

	土木一式	建築一式
1 級	一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士
	一級建設機械施工管理技士	一級建築士
	技術士 *注1	
技 士 補	一級土木施工管理技士補	一級建築施工管理技士補
	一級建設機械施工管理技士補	
2 級	二級土木施工管理技士	二級建築施工管理技士
	二級建設機械施工管理技士	二級建築士
	電 気	管
1 級	一級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士
	第一種電気工事士	一級技能士 *注1
	技術士 *注1	技術士 *注1
技 士 補	一級電気工事施工管理技士補	一級管工事施工管理技士補
2 級	二級電気工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士
	第二種電気工事士 *注3	給水装置工事主任技術者 *注2
	電気主任技術者 *注4	二級技能士 *注1, 3
	建築設備士 *注2	建築設備士 *注2
	一級計装士 *注2	一級計装士 *注2

	舗 装	水道施設
1 級	一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士
	一級舗装施工管理技士	技術士 *注 1
	一級建設機械施工管理技士	
	技術士 *注 1	
2 級	二級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士
	二級舗装施工管理技士	
	二級建設機械施工管理技士	

*注 1～4 「技術者の継続雇用」の注意書きと同じ

①法人または従業員 5 人以上の個人事業所の場合（社会保険の加入義務あり）

→ 全国健康保険協会の運営する健康保険、組合管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員（扶養家族は除く）であり（後期高齢者医療の被保険者については源泉徴収を受けている者）、かつ、雇用開始年月日が令和 6 年 8 月 1 日以前の者であること。

②従業員 4 人以下の個人事業所の場合

→ 事業主又は専従者から 3 か月以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

（2） 完工高要件

今回の経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書において、完成工事高（工事施工実績）がない業種については、総合数値にかかわらず、次回の定期等級格付の審査まで当該業種の最下級に区分します。

（3） 特定建設業許可要件

建築一式工事における A 等級については、総合数値及び技術者要件に加えて、建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていることが必要です。

（4） 昇級要件

① 新規申請については、総合数値にかかわらず、次回の定期等級格付の審査までは当該業種の最下級に区分します。

② 前回の等級区分に対し 2 等級以上の昇級となる場合は、1 等級の昇級にとどめます。

なお、この場合は、定期等級格付時における総合数値及び格付基準をもって翌年 4 月 1 日の格付を行うものとしますが、3（1）の「技術者要件」、3（3）の「特定建設業許可要件」を満たしていない場合、及び 3（2）「完工高要件」に該当する場合は昇級を行いません。

③ 前回の定期等級格付の審査から今回の等級格付の審査までの間に、市の指名停止処分又は「建設業法違反による監督処分」を受けた業者は、総合数値にかかわらず昇級を行いません（降級する場合は除く。）。

4 その他

(1) 準市内業者に対する技術等評価方法

- ・準市内業者の技術等評価数値（市評価数値）については、下記のみを算定対象とします。

2(3)ー④ ISO及びエコアクション21の取得・認定

2(4)ー① 市の指名停止歴

2(4)ー③ 市の入札参加資格取消

- ・準市内業者の等級要件については、下記のみを設定します。

3(2) 完工高要件

3(3) 特定建設業要件